

第1回旭川市公立大学法人評価委員会 会議録

日 時	令和4年9月8日(木)午後1時30分～2時40分	
場 所	旭川市役所議会棟2階第4委員会室	
出 席 者	五十嵐委員, 川島委員, 長澤委員, 中島委員, 松倉委員 (五十音順) 今津市長 事務局 (佐藤大学公立化担当部長, 上代次長, 柴主幹, 柴田, 水野)	
欠 席 者	なし	
公開・非公開	公開	
傍 聴 者	3名 (市民等: 0名, 報道機関: 3名)	
会 議 資 料	<p>次第</p> <p>資料1 旭川市公立大学法人評価委員会委員名簿</p> <p>資料2 旭川市公立大学法人評価委員会条例</p> <p>資料3 旭川市公立大学法人評価委員会の会議ルール(案)</p> <p>資料4 公立大学法人制度の概要</p> <p>資料5 公立大学法人旭川市立大学定款</p> <p>資料6 公立大学法人旭川市立大学の概要(定款の要点)</p> <p>資料7 公立大学法人旭川市立大学の概要(組織図)</p> <p>資料8 旭川市公立大学法人評価委員会の概要</p> <p>資料9 中期目標・中期計画の概要</p> <p>資料10 業務実績評価・役員報酬等意見手続きの流れ</p> <p>資料11 公立大学法人旭川市立大学と旭川市の関係</p> <p>資料12 旭川市公立大学法人評価委員会の開催スケジュール(案)</p> <p>資料13 学校法人旭川大学の状況</p> <p>資料14 公立大学法人旭川市立大学中期目標(案)</p> <p>資料15 公立大学法人旭川市立大学中期目標(案)設定に係る取組</p>	
会 議 内 容		
委嘱状交付 (市長より交付)		
1 開会		
2 市長挨拶		
市長	<p>お忙しいところ来年4月に設立予定である公立大学法人旭川市立大学に関わり、旭川市公立大学法人評価委員会の委員を引き受けていただき感謝申し上げます。</p> <p>旭川大学の公立化については、来年4月の開学に向けて、高瀬理事長予定者・三上学長予定者及び現旭川大学とも協力しながら、開学を待ち望む方々の期待に応えることができるよう取り組んでいるところである。求められる人材も変化してきており、大学としても健全な運営が求められている。</p> <p>本委員会では、地域貢献など公立大学法人の経営指針となる中期目標の作成や公立大学法人が作成する中期計画の認可などにおいて、重要な議論をいただくことになるので、忌憚のない意見をよろしく願います。</p> <p>※市長は、公務の都合により退席。</p>	
3 委員紹介		
各委員	(資料1に基づいて紹介)	
4 委員長・職務代理者の決定		
事務局	<p>委員長選出まで大学公立化担当部長が仮議長を務め、委員長の選出方法について意見を求めたところ、事務局一任となったことから、事務局より委員長として五十嵐委員が就任する案を提案し了承された。職務代理者には川島委員が指名された。</p>	

5 会議の運営	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	(資料2及び3に基づいて説明)
委員	オンラインでの会議参加は可能か。
事務局	可能であると思うが、確認する。
6 議事(1) 公立大学法人旭川市立大学の概要	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	(資料4, 5, 6及び7について説明)
委員長	事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。
委員	学長選考会議について、国立大学では、チェックの視点で学長選考・監察会議に名称が変更になっているが、公立大学法人ではどうか。
事務局	国立大学では、法改正により名称が変更されているが、公立大学法人の根拠法である地方独立行政法人法は同様の改正になっていないため、今回、提示した名称となっている。
委員長	役員の数などは適当なのか。
事務局	他の事例を参考にしながら設定している。本議事に係る定款については、既に議会の議決を得ているため、参考までにお知らせしているものである。
6 議事(2) 旭川市公立大学法人評価委員会の概要	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	(資料8, 9, 10, 11及び12について説明)
委員長	事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。
委員	令和5年度に中期計画(案)に関わる審議が予定されているとの説明があったが、令和5年度には既に計画がスタートしていると認識しており、何を審議することになるのか。
事務局	公立大学法人の設立は、令和5年4月であり、現時点では公立大学法人が設立されていないため、令和4年度中、おそらく3回目の本委員会開催時にあくまで公立大学法人が設立されていない案の段階であるが中期計画を評価委員会に示し意見を伺い、令和5年度に公立大学法人が設立され公立大学法人の理事会等における合意形成を経て中期計画案が提出されることになる。
委員	令和5年度になってから正式な手続きにより中期計画を決定するということがだが、開学してから公立大学法人に大きな修正をお願いすることは難しいと考えるので、評価委員会として意見を申し出る機会としては、令和4年度中に意見を申し出ることになると理解した。
委員長	中期計画について、令和4年度は案について審議し、令和5年度になって案ではなくなるというイメージかと思う。 中期目標及び中期計画については、理解したが、毎年度の事業計画のようなものを作成することはあるのか。あるとした場合、評価委員会としての関与はあるのか。
事務局	毎年度の年度計画は作成することになるが、地方独立行政法人法では、評価委員会との関わりについて規定されていない。
委員	評価委員会として評価する際に、年度計画の確認はないのか。
事務局	地方独立行政法人法の規定はないものの、業務実績評価の際には、あわせて年度計画も確認していただくことになると認識している。
委員	国立大学では、毎年度の事業評価をせず計画期間の4年目終了後及び最終年度終了後のみ評価することになっている。

事務局	公立大学法人も計画期間の4年目終了後及び最終年度終了後に評価することについては、国立大学と同様である。毎事業年度の評価が不要となることについては、現時点で地方独立行政法人法は同様の改正がなされていない。
委員長	北海道大学では、毎年度部局毎に計画を整理しているが、審議してもらうことは一定の間隔であった。
6 議事(3) 中期目標(案)に関わる審議	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	(資料13, 14及び15について説明)
委員長	事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。
委員	中期目標案に関わる審議ということであったが、手法としては、この場で発言するのか。それとも後日、意見提出するのか。
事務局	この場でも後日でもどちらでも構わない。
委員	進め方について令和4年度中に中期目標、令和5年度に中期計画を評価することによいか。
委員長	事務局からの説明にあったように令和4年度は、あと2回会議を開催する予定であるということなので、その中で中期目標に対する委員会の意見について決定していきたい。
委員	承知した。 国立大学では、平成16年度の法人化に伴い中期目標計画を策定することになったが、項目が細分化されて大学としても評価委員会としても大変だったが、通常、今回提示があった中期目標案のような内容について業務遂行するのだが、中期目標計画には、特に注力することだけを記載するように作り直してきている。今回提示があった中期目標案は全体が網羅されている印象は受けた。 例えば、資料15の4頁目「9その他業務に関する目標」「(2)安全管理に関する目標」について設定に係る取組として「防災訓練等」との記載があるが、大学としては、情報セキュリティや研究インテグリティなどといった視点も有していないといけないのではないかと思う。
委員長	大学として整理していないといけない事項ではあると思う。
委員	大学として整理していないといけない事項ではあるが、対外的に示す必要があるかはわからない。
事務局	一般的に中期目標に記載すれば、大学側が策定する中期計画にも記載される。
委員長	中期目標としては、主な項目が不足していないということが重要であると思う。項目の詳細については、中期目標とは別に整理されるということであろう。
委員	中期目標の記載の方向性については、理解した。 目標・計画を整理することができたのであれば、実行されるべきであると思うが、成果を確認するという視点では、数値目標として評価指標を設定することになるのではないか。また中期計画では、「目指します」「努力します」という表現ではなく、「達成します」といった表現である必要があると考える。
委員長	具体的な評価指標について法人側は考えられているのか。
事務局	中期計画の中では、数値目標を設定する手法は可能性としてあり得ると考えている。中期計画を策定するに当たっては、可能な限り、目標を数値化して客観的な評価ができるよう法人側に伝達したい。
委員長	評価指標については、設定が難しいと思うが検討をお願いします。
委員	本日提示があった中期目標案には収支状況について記載がないが、中期計画には記載されることになるのか。

事務局	中期計画には、6年間の運営収支について記載することになる。
委員	中期計画に記載がある運営収支と実績の比較について評価する権限が評価委員会にあるということによろしいか。資料にある業績実績評価ということか。
事務局	その通りである。公立大学法人は、毎年度事業が終了してから3ヶ月以内に財務諸表等を報告することが定められているため、公立大学法人からの報告を踏まえて評価委員会で評価していただきたい。
委員長	財務状況について、中期目標には記載せず、中期計画に記載するという理解である。 資料の中で気になった箇所として、資料13において大学については、定員充足率が100%に近いが、収支が赤字ということであるがどうということか。公立化後も不安感はないか。
委員	特待生制度などにより授業料を満額納入している学生が少ないということではないか。
事務局	特待生制度の要素はあると思う。
委員	建物の減価償却分も見込まれているのではないか。
委員長	もう1点、目標とはシンプルであっていいのではないかと考えている中で「目指す」「図る」などの表現が多いが、公立大学の場合、一般的な表記なのか。
事務局	公立大学法人の仕組みとして中期目標を設定する設置者と中期目標を元に中期計画を策定する公立大学法人がある中で、中期目標を設定する側の立場である設置者としては、一般的な表記であると認識している。
委員	資料15の4頁目「8自己点検、評価及び情報公開に関する目標」「(2)自己点検、評価に関する目標」について「第三者機関による外部評価」との記載があるが、具体的には何かわかりにくい。
事務局	7年に1度の認証評価及び本委員会での評価のことである。
委員	資料15の3頁目「6業務の改善及び効率化に関する目標」「(3)人事制度に関する目標」について「教員の定年延長については、他の公立大学の事例を実態を参考に～」との記載があるが、職員も同様に検討しないのか。
事務局	設置者である本市の状況としては、定年の延長に向けて制度設計の検討が始まっているところである。中期目標を作成する上での問題意識は、特に教員について定年が既に65歳となっている公立大学の事例が多いという点にあった。
委員	新学部について計画があると伺っている中で、記載がないが理由はあるのか。
事務局	新学部の計画が確定してから、中期目標に記載できるようにしたいと考えている。
委員長	本日の意見を踏まえて中期目標案の文案を整理してもらいたい。
7 次回の会議日程	
委員長	事務局から説明願う。
事務局	次回は9月30日金曜日の午後3時30分から開催したい。
8 閉会	

以 上